

第五号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の制定について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例を次のように定める。

平成二十七年十二月一日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人番号及び特定個人情報の利用範囲等)

第二条 法第九条第二項の条例で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- 一 県の執行機関が行う法別表第二の第二欄に掲げる事務
- 二 別表の上欄に掲げる県の執行機関が行う同表の下欄に掲げる事務
- 2 県の執行機関は、前項第一号に掲げる事務を処理するために必要な限度で法別表第二の第四欄に掲げる特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 前項の規定による特定個人情報の利用があつた場合において、他の条例又は規則（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第二項に規定する規程を含む。）の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

附 則

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、第二条第一項第二号及び第二項ただし書並びに別表の規定は、法附則第一条第五号に掲げる規定

の施行の日から施行する。

別表（第二案関係）

執行機関	事務
一 知事	外国人に対する生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの
二 知事	私立の中学校、高等学校又は専修学校の高等課程の設置者が行う生徒の授業料を軽減する事業に係る補助金の交付に関する事務であつて規則で定めるもの
三 知事	高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）を退学し、再び私立の高等学校等に入学した者に対する同法第三条第一項に規定する就学支援金に相当する支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
四 知事	私立の高等学校等における奨学のための給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
五 教育委員会	県立の特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）によるものを除く。）であつて規則で定めるもの
六 教育委員会	高等学校等を退学し、再び公立の高等学校等に入学した者に対する高等学校等就学支援金の支給に関する法律第三条第一項に規定する就学支援金に相当する支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
七 教育委員会	国立又は公立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）における奨学のための給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が制定されたことに鑑み、県民の利便性の向上及び行政事務の効率化に資するため、個人番号及び特定個人情報の利用に関し必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。